

中小企業のための育休復帰支援モデルプラン改定・周知事業

～円滑な育休取得から職場復帰に向けて～
中小企業のための「育休復帰支援プラン」
策定マニュアル
(改定版)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

平成 27 年 11 月

(平成 29 年 1 月 平成 28 年改正育介法施行により一部改訂)

(平成 29 年 10 月 平成 29 年改正育介法施行により一部改訂)

作成した育休復帰支援プランが助成金の支給対象となるかについては、必ず助成金の支給要領をご確認いただき、ご不明な点があれば、あらかじめ都道府県労働局(64 頁)にご相談ください。

はじめに

生産年齢人口の減少が進行する状況において、子育て期の女性労働者が働き続けながら育児を行うための育児・介護休業法等による制度の整備は進んでいるものの、出産を機に退職する女性労働者は少なくなく、子育てとの両立を図りながら仕事を続けていくうえで鍵となる、育児休業(以下、「育休」)等、両立支援制度を利用しやすく、復帰しやすい職場環境の整備を図る必要があります。

特に中小企業では、育休等の制度が十分に整備・周知されていないケースや、代替要員の確保が難しいといった事情等もあり、有期契約労働者〔※1〕や男性を含めて従業員に育休等の制度利用を躊躇させるような状況も見られることから、従業員の両立を進めていくため、企業としてきめ細やかな支援をしていくことが求められています。

本冊子は、従業員の育休取得や職場復帰に関して様々な悩みをもつ中小企業が、個々の企業の状況に応じた「育休復帰支援プラン(※2)」を策定し、プランに沿った取組を進めることで、従業員の円滑な育休取得から職場復帰までを支援するポイント等を解説しています。中小企業で働く従業員の円滑な育休取得及び職場復帰を支援する一助になれば幸甚です。

※1: パート、派遣、契約社員などの呼称にかかわらず雇用期間の定めのある労働者のこと
有期契約労働者

※2: 「育休復帰支援プラン」とは、中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。